

「第9期介護保険事業等計画」パブリックコメント回答

計画全体

- ①3年ごとに介護保険事業計画の策定があることを市民に是非知らせてほしい。
住民説明会はないのか。みんなが理解できるよう、素案概要の動画配信ホームページを是非考えてほしい。
- ②「認知症基本法」成立により認知症施策の推進が期待される。小松市でも条例を作る予定はあるか。9期計画に認知症施策推進計画が新たにプラスされていて大変うれしい。

本計画は、「老人保健福祉計画」(老人福祉法の規定に基づく老人福祉事業の実施に必要な事項や、高齢者の健康の増進、疾病の予防などの保健事業を定めるもの)、「介護保険事業計画」(介護保険法の規定に基づく介護サービスの見込量や介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項などを定めるもの)、そして「認知症施策推進計画」(令和5年に成立した認知症基本法に基づくもの)を一体的に策定したものです。

計画の各施策を「予防・自立支援の重視」と「共創による支え合い」の視点で推進していくためには、広く市全体へ計画の趣旨や内容を周知し、相互理解を深めていくことが必要です。そのため、本計画の概要版を作成し、様々な機会をとらえて、関係機関や市民・地域団体の皆様にお伝えしていきたいと考えています。

ご質問

- ③地域包括センターの負担軽減とあるが、どんなことが負担か。多くの相談がある中、困難な相談事例が多くなってきたのか。重層型の支援とは。

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)に寄せられる相談件数は、増加とともに、世帯としての複合化した相談(高齢者と障がいを持つ子等)や制度の狭間の相談(経済的・身体的等)があり、高齢者部門だけでは解決できないことが増えています。

複雑・複合化した事例に対し、相談者の世代、相談内容に関わらず、相談を受け止めるとともに、背景には様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いため、各分野の相談支援関係機関と連携する中で、それぞれの機関が専門分野の役割を担い、質の高い支援を提供していく体制(重層的支援)の構築が必要とされています。

- ④若年ケアラーについて、小松市でもどのくらいいるのか。

法令上の定義はありませんが、「ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども(厚労省HPより)」となっています。

石川県が、特定年齢の小・中・高等学校で行った調査によると、小松市においてもヤングケアラーの存在は確認されています。

- ⑤人材不足が特に介護職員にあっては深刻な事態と聞く。

「サービスがあってサービスが利用できない」ようなことは、小松市ではあるか。

R5 介護人材実態調査によると「人員基準を満たしていないため、日数や利用者数を制限している」と回答した事業所はありませんでしたが、「人員基準は満たしているが、充足ではない」と回答した事業所は 61.3%でした。生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護職員の人材不足は今後ますます深刻になっていくと予測されます。

ご意見

- ⑥科学的介護の推進が言われているが、サービス提供事業者に、私個人の厚労省からフィードバックされた LIFE 書類を見せてもらったところ、参考にすべきデータはなかった。
- ⑦介護保険事業は利用者がサービスを決めた上で、事業者と契約を結んで利用できる。基本理念は「自己選択・自己決定」「利用者本位」。介護支援員を介していても、主体は利用者自身であることを、いつも認識していきたい。
- ⑧サービス提供票別表に記載されている基本報酬以外の加算の多さに驚く。誰にも必要な介護支援費は、介護保険で 10 割出ていることも知っているのか。
- ⑨本来ケアプラン作成は、ケアマネジャーへの依頼と自己作成の二者択一のはず。市は自己作成にも力を入れてほしい。

持続可能な介護保険制度の実現には、サービスを利用する側・提供する側の相互理解、介護保険料・介護給付のバランス、サービス提供の「必要」と「望み」の調和をとり、最善のケアを提供していくこと等が重要です。

これからも、介護保険の基本理念である「自立支援」、自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限活かし、自立した質の高い生活を送ることができるような支援を行っていきたいと考えています。